

ユニー国府店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

届出概要

開店時刻の繰上(午前10時を午前9時)及び閉店時刻の繰下(午後7時30分を午後9時)に変更する。それに伴い、駐車場利用可能時間帯を午前8時30分から午後9時30分までとする。(法附則第5条第1項)

届出事項

1	届出年月日		平成17年4月19日	
2	店舗名称		ユニー国府店	
	店舗所在地		豊川市国府町桜田103ほか15筆	
3	変更をする日		平成17年6月1日	
4	届出事項	変更前	変更後	
	(1)	設置者	名称	ユニー株式会社
代表者		代表取締役 佐々木孝治		
住所		稲沢市天池五反田町1		
備考		なし		
小売業者		名称	ユニー株式会社	変更前に同じ
代表者		代表取締役 佐々木孝治	同	
住所		稲沢市天池五反田町1	同	
備考		3名	同	
(2)	店舗面積	4,513 m ²	同	
	駐車	位置	別紙図面のとおり	同
台数		228 台	同	
(3)	駐輪	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	143 台	同
荷捌	位置	別紙図面のとおり	同	
	面積	229.2 m ²	同	
廃棄	位置	別紙図面のとおり	同	
	容量	105.6 m ³	同	
(4)	営業	開店時間	午前10時(年間52日午前9時30分)	午前9時
		閉店時間	午後7時30分(年間120日午後8時)	午後9時
	駐車場利用時間帯	午前9時30分(年間52日午前9時)から午後8時(年間120日午後8時30分)まで		午前8時30分から午後9時30分まで
		出入口数	19箇所	変更前に同じ
	出入口位置	別紙図面のとおり	同	
荷捌時間帯	午前6時から午後9時まで		同	
業態	総合店			
用途地域	近隣商業地域			
参考	平成53年11月開店			

I 施設の配置及び運営方法関連事項

① 荷捌施設の整備等

ア 荷捌施設の整備 (荷さばき施設No.③-1)

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	191.6m ²	あり	20分	8台	13台	○

(荷さばき施設No.③-2)

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	37.6m ²	あり	20分	1台	2台	○

イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待入スペース	評価
8時台	13台	17:00~18:00	12:00~13:00	無し	4台分	○

ユニー国府店

- ⑤ 経路の設定等
- (1) 車両関係
- ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
無し	-	-

評価
-

- 2 生活環境悪化防止関係
- (1) 騒音発生に係る事項
- ① 騒音問題対応策
- ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	無	無	設備機器、荷さばき施設	無	無	-
西方向	25 m	無	設備機器	無	無	-
南方向	10 m	無	来客車両	無	無	-
北方向	8 m	無	来客車両	無	無	-

遮音壁の悪影響 | 特になし

評価
○

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばき施設の十分なスペース確保による荷さばき時間の短縮化設置
荷捌施設運営面での配慮	不必要なアイドリングの禁止、荷捌作業者の騒音抑制意識向上の働きかけ、荷捌時間の短縮化
荷捌施設機器選択面での配慮	運搬機器の整備
放送設備使用面での配慮	営業活動に伴う店外放送の禁止

ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	-
給排気口からの騒音配慮	-
駐車場からの騒音配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置 営業時間外の駐車場閉鎖
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	作業・回収時間の制限(早朝・深夜は作業禁止) 不必要なアイドリング禁止 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ

② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音		変動騒音		衝撃騒音	
	冷却塔	空調室外機	給排気口	変電施設	浄化槽	ポンプ
冷却塔	1	18	10			
空調室外機	13					
給排気口			10			
変電施設						
浄化槽					16	
ポンプ						1
エンジン等						
変動騒音	○	○	○	○		
衝撃騒音	○	○	○			
建物の構造(高さ)	鉄骨造2階建					

ア 等価騒音レベル予測

		A	B	C
用途地域		近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	44.1 dB	40.9 dB	46.3 dB
	評価	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	26.7 dB	33.1 dB	23.3 dB
	評価	○	○	○
昼間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当
夜間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当

ユニー国府店

イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無		無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か		
上記A・Bの具体的内容		
		ア
用途地域		近隣商業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし
基準値		50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	26.7dB
	評価	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	
県	評価	-
	定常騒音の騒音レベル検証	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-

(2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	特になし
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	66.0 m ³	1日	1.16 t	0.10 t/m ³	11.6 m ³	変更なし	○
空缶・空き瓶	19.8 m ³	7日	0.18 t	0.10 t/m ³	12.5 m ³	変更なし	○
厨芥・その他	19.8 m ³	1日	1.11 t	0.15 t/m ³	7.4 m ³	変更なし	○
合計	105.6 m ³	-	-	-	31.5 m ³	-	○
※廃棄物保管庫は、複合施設と共用であるため、複合施設(305m ²)を合計した面積で算出。							
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	有
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	有

位置・構造	適正な分別の実施		分別廃棄を実施	
	搬出作業の利便性の確保		特になし	
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保		建物に内蔵し、気密性を確保	
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施		有	
生ゴミ保管施設の気密性の確保		有		

十分な搬送頻度の確保	毎日搬送
繁忙期の特別な措置	1日2回以上搬送
運搬(予定)業者(免許番号)	株式会社トヨジン(許可番号第2300004470号)
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	有
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	グリストラップ洗浄を実施

評価
○

市町村の意見概要	対応
意見なし	-

住民等の意見概要	対応
意見なし	-

県意見案	
意見なし	